

ミャンマー知的財産制度の現地調査の概要報告 (第3回)

(日弁連知的財産センター・弁護士知財ネット合同調査)

日弁連知的財産センター
弁護士知財ネット

目次

第1章 調査の概要

1 緒言

2 本訪問調査の概要

3 主な訪問先の紹介

- (1) 最高裁長官 表敬訪問 (弁護士矢部耕三)
- (2) ヤンゴン管区東地方裁判所訪問 (弁護士村田真一、弁護士高橋 淳)
- (3) 法務長官府訪問 (弁護士矢部耕三)
- (4) 科学技術省〔副大臣〕表敬訪問 (弁護士矢部耕三)

《以上、4月号》

第2章 個別報告

1 ワークショップ等の紹介及び解説

- (1) 最高裁とのワークショップ報告
(弁護士三村量一、弁護士木村耕太郎、弁護士小野寺良文)
- (2) 科学技術省とのワークショップ報告
(弁護士小松陽一郎、弁護士星 大介、弁護士古庄俊哉)

《以上、5月号》

2 ミャンマー税関における水際の現状と将来 (弁護士田中 雅敏)

3 日本企業の進出サポート

- (1) JETROミャンマーオフィスのサポート態勢等 (弁護士重富貴光)
- (2) JICAミャンマーオフィスのサポート態勢等
(弁護士松井真一、弁護士山本 匡、弁護士長谷川良和)
- (3) ミャンマー進出企業の視点より (弁護士三尾美枝子)

第3章 総括

- 1 ミャンマーの知財関連法案の概要と最新状況 (熊谷健一教授)
- 2 日本政府としての今後の取組みの方向性 (熊谷健一教授)
- 3 弁護士知財ネットとしての今後の取組み (弁護士小松陽一郎)
- 4 日弁連知財センターとしての今後の取組み (弁護士宮川美津子)

《以上、本号》

2 ミャンマー税関における水際の現状と将来（弁護士田中雅敏）

(1) 訪問の概要（ミャンマー税関内JICAオフィス並びにミャンマー税関）

2016年2月8日午前10時、ヤンゴン市内のミャンマー税関内に設けられているJICAオフィスを訪問し、日本の国税庁から派遣されているJICA専門官である植野修平氏及び中田麻美氏、日本の民間企業からJICAの技術アドバイザーとして赴任されている横山裕司氏から、ミャンマーの税関制度の整備状況や水際取締り、ネットワークシステムの導入に関する状況等をお伺いした。また、この際には、本訪問をご調整下さったJETROバンコクから高田元樹知的財産部長（特許庁）と同知的財産権専門家の澤井容子弁理士もわざわざ駆けつけて下さり、ASEAN全域の知財環境の中でのミャンマーの位置づけなどについて、貴重なコメントを頂いた。

また、同日午後2時から、ミャンマー税関を訪問し、サン・ルウィン副局長（Mr. San Lwin）以下6名のミャンマー税関職員の方々から、同様のテーマについてお話をお伺いした。



（ミャンマー税関庁舎正面のサイン）

(2) JICAオフィスコメント要旨等

ミャンマーの税関制度の整備については、現在、日本からJICAによる支援が行われている他、日本から電子通関システム（MACCS）の供与が行われ、通関制度の迅速化、汚職防止等の観点にも配慮した、効率的な制度整備が行われているところである。

知財侵害物品の水際取締りについては、現在制度などを整備している状況であり、すでに対応した事例も存在する。但し、2015年3月17日公布の現行関税法の下では、知的財産権に関する規定の整備が十分ではなく、知的財産権に関する他の法令の整備とあわせて、この点の整備を待っている状況である。また、これらとあわせて、税関職員に対しても、知的財産権侵害物品の取り締まりを行うことが、投資環境の改善をもたらす、将来的にミャンマー経済の発展に寄与するものであることを、他国の事例も交えて、情報提供していく必要がある。

実際の水際取締りについては、権利者からの申立制度も制度としては存在しているが、広く利用されているとは言えない状況である。これまでにも、商標権侵害に関するものについて、数件の申立がなされているが、実際に摘発に至った例は確認できていない。なお、海賊版等の知的財産権侵害物品の流入元としては、中国からが中心である。

また、税関における課税の前提となる物品の価格については、現在のところ、実際のインボイス記載の価格ではなく、行政において認定した価格を前提とする運用が行われているが、今